

福井県・奈良県災害時等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、福井県または奈良県（以下「両県」という。）において、災害等が発生し、被災県単独では十分に被災者の救援等の応援が実施できない場合に、被災県が他の県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。なお、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（平成24年10月25日締結）」による応援活動が実施された場合は、これによるものとする。

(災害等の種類)

第2条 この協定における災害等の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、両県の県民等の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態

(相互連絡体制の整備)

第3条 両県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局（以下「担当部局」という。）を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達および連絡系統の確立に努め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助および応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣およびボランティアのあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供およびあっせん

- (4) 救助および救援活動に必要な車両等の提供およびあつせん
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供およびあつせん
 - (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項
- 2 原子力災害における応援の種類は、前項に定めるもののほか、以下のとおりとする。
- (1) 平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
 - (2) 原子力災害時の避難受入にかかる関係市との調整等の協力

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、他の県に文書により要請を行うものとする。ただし、その暇がない場合は、電話等により他の県に要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げるものの職種別人員
- (3) 前条第1項第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 前条第1項第5号の対象となる被災市町村名、地区名および避難対象人数
- (5) 応援の場所および応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

- 2 被応援県が費用を支弁する暇がなく、かつ応援を受けた県から要請があつた場合は、応援県は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した費用の負担については、第6条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(災害応援対策連絡会議の設置)

第8条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、両県の防災関係機関で構成する「災害応援対策連絡会議」を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 広域避難に関する要綱
- (3) 担当部局の担当責任者および補助者等の職、氏名ならびに連絡方法等
- (4) 食糧および生活必需品の備蓄状況
- (5) 防災資機材の保有状況
- (6) 調査隊の構成員名簿
- (7) その他必要な事項

(訓練の参加)

第9条 両県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、各県主催の総合防災訓練や原子力防災訓練に職員を派遣するなど、相互に訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、両県の担当部局が別途協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成26年 6月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し二者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

福井県知事 西川 一誠

奈良県知事 荒井 正吾